



心と身体のSOS みんなで共有 健康職場

陸災防「令和3年度 安全衛生標語」健康部門優秀作品

「令和4年度 安全衛生標語」募集中です！詳しくは本誌12ページまたは[こちら](#)をご覧ください



令和4年3月 No.634

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料3,600円(10%税込))

○ わが社の災防活動 熊本総合運輸 …………… (1)～(2)	○ 連載 災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」…………… (11)
○ 「第3回及び第4回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催される …………… (3)	○ 「安全衛生標語」募集のご案内 …………… (12)
○ 令和3年度「ブロック支部長・事務局長会議」を開催 …… (4)	○ 陸災防労働災害事例生成ツールのご案内 …………… (13)
○ 「今後の労働災害防止対策に係る意見交換会」が開催されました … (4)	○ [厚労省]「STOP! 熱中症 ケルワ-クキヤン-」を実施します …… (14)
○ 第37回全国フォークリフト運転競技大会のご案内 …………… (5)	○ 災害事例とその対策(荷役災害) …………… (15)
○ 新設「小企業無災害記録証交付制度」のご紹介 …………… (6)～(7)	○ 労働災害発生状況(令和3年速報) …………… (16)～(17)
○ 安全ポスターのご案内 …………… (7)	○ [厚労省]「スベっちゃダメよ! 転倒予防 ムチャしちゃダメよ! 腰痛予防」キャンペーンを実施中! …………… (17)
○ 連載 マコマコ博士のメンタルヘルス2022 …………… (8)～(9)	○ 労働災害発生状況(令和4年速報) …………… (18)～(19)
○ 連載 「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策 …………… (10)	○ 令和4年春の全国交通安全運動について …………… (19)
	○ ロールボックスパレットテキスト・DVD等のご案内 …… (20)

活 令和3年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場
災 わが社の防
動

安全が一番早い

株式会社熊本総合運輸（熊本県支部）

はじめに

令和3年11月11日に開催された、「第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本」の安全衛生表彰におきまして、「優良賞」という栄誉を賜り、誠にありがとうございます。これもひとえに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会熊本県支部様、公益社団法人熊本県トラック協会様、関係各社様のご支援、ご指導のお陰と、社員一同心より感謝いたします。



弊社は、昭和57年に、熊本の地で生まれました。「誠実・確実・安全」を、社訓に掲げて現在、熊本市南区城南町碓にて車両数25台(大型冷蔵冷凍車・大型ウイング・平ボディ)で、冷凍食品・青果物などを全国各地にお届けしております。

安全衛生への取組

(1) 荷主様との会議について

・荷主様とは、安全対策等を中心に、定期的に会議を行い、その結果を全社員へ周知徹底をする際は、伝わり易いように具体的な指導を行っております。

一番最近の指導内容は、下記の5項目です。

- ①破損事故について
- ②商品リフト接触事故について
- ③ドライバーの健康状態の把握について
- ④脇見運転について
- ⑤ながら運転について

また、安全性優良事業所〔Gマーク〕の認定をいただき、運輸安全マネジメントを確実に実施し、社員一人ひとりにGマーク認定の会社であることの意識付けを行い、「輸送と作業の安全目標」を全社員が徹底しています。

(2) 安全会議及び安全教育への取組内容

・毎月初めの社内安全会議の活用

交通安全マナー遵守は、事故防止につながる上で、最も重要な課題と捉えています。お客様からお預かりした商品を、「安全・確実」に輸送する為、より具体的な意見交換を行うなどにより、交通安全意識の向上、交通安全教育を徹底しています。

会議の内容は、より身近な題材や、自分のこととして捉えられるようドライバーからヒヤリハットの情報を提供してもらうなど、個々の事象を社内でも共有する目的で、回覧を行うなど周知しています。



安全対策会議の様子

同乗指導の様子



写真1 対面点呼の様子



写真2 血圧測定の様子

また、デジタコ、ドライブレコーダー、省燃費レポートなどを活用し、原因分析をしっかり行った上で、定期的に同乗指導（ツーマン）を行う等、事故防止対策を徹底しております。

(3) 安全意識の向上



スクラップブック（社長の手作り）

業界紙、国土交通省自動車メール速報、身近で起きた交通事故や交通違反、労災事故等の参考となる箇所の新聞記事を切り抜き、スクラップブックにまとめ、原因対策を検証するなど全社員で安全に対する意識の向上に努めています。

運行管理者による運行前後の対面点呼、飲酒チェック及びドライバーの身体と心の健康状態のチェックは、形骸化しないように厳格に実施し、乗務の可否判断、安全運行実施はもちろん、飲酒運転防止にも特段の注意を払っています（写真1）。

(4) 健康診断、有所見者への対応

毎年、全社員に定期健康診断を例外なく受診させ、夜間もしくは、長距離ドライバーについては、定期健康診断とは別に半年に1回、特定業務従事者健診を受診させており、各人健康への意識付けを持つよう指導教育しながら、社員の健康管理に特段の配慮をしています（写真2）。

(5) 車両の安全確保



出発前点検の様子

近年、大型トラックによるタイヤ脱落のニュースが全国各地で急増していることから、弊社では、防止対策として、出発前点検の確実な実施及び現場責任者が点検教育を確実に行うことで、車両の安全運行の確保徹底に努めています。

仮に事故や怪我が発生すれば、これらに関する多くの仕事を生む為、多少時間が掛かってでも、安全且つ丁寧で確実な作業を日々行うことにより安全性の向上と業務効率の向上に繋げています。

つまりは、「安全が一番早い」のです。

おわりに

弊社は、無災害継続を目標とし、社員が安心して働ける環境整備を推進するとともに、社員の家族にも、同様の安心感を持っていただけるよう、益々の安全性向上を目標に掲げ、今後も安全輸送を行って参ります。

最後になりましたが、関係各機関様の、益々のご繁栄を御祈願申し上げ、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願いいたします。ありがとうございました。

【本部の活動】

「第3回及び第4回陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が開催される

陸運業における労働災害の増加傾向に鑑み、①荷役作業における安全対策のあり方、②荷役作業に従事する者や安全管理を担当する者等の人材育成、③荷役作業における安全意識の高揚のための支援等について検討する「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」の第3回検討会が令和4年2月24日(月)に、第4回検討会が3月7日(月)にそれぞれ開催されました（写真1）。

第3回検討会では、厚生労働省から示された各論点に関する具体的対応の方向性について、第2回検討会に陸運関係事業者として出席いただいた株式会社石原運輸 代表取締役社長 石原敏和氏のご意見も踏まえつつ、意見交換を行いました。また、前回「昇降設備」等の規制のあり方等についてトラックドライバーの荷役現場の実態に係るアンケート調査の実施が提案されたことから、事務局からアンケート調査案を提出し、その内容について検討が行われ、労使関係団体と連携の上、3月にアンケート調査を実施することとされました。

第4回検討会では、陸運事業者用アンケート調査案及びトラックドライバー用アンケート調査案それぞれについて再び検討が行われ、各委員からの意見を踏まえ修正の上承認され、運輸労連、全日本トラック協会及び当協会を通じて、3月にアンケート調査を実施し、第5回検討会においてその結果が報告されることとなりました。

また、昇降設備及びテールゲートリフターを装備した4tトラック(実物)の視察を行い（写真2～4）、その上での検討の結果、「最大積載量が5t以上の貨物自動車における昇降設備の設置を2t以上に拡大すること」について、検討会としての意見とすることが承認されました。

さらに、昇降設備として最低限必要な要件及びより安全な昇降設備の要件について、事務局提出資料に基づき検討が行われましたが、継続検討となりました。

3月30日(水)開催の第5回検討会では、中間報告の取りまとめに向けての議論が予定されています。



写真1 検討会の様子



写真2 4tトラックの視察



写真3 昇降設備の説明



写真4 テールゲートリフターの説明

本検討会の議事録等につきましては、当協会ホームページにて近日公開予定です。

令和3年度「ブロック支部長・事務局長会議」を開催 本部から「令和4年度事業計画(素案)」等を説明

令和3年度の「ブロック支部長・事務局長会議」が、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、書面により開催されました。

会議では、本部事務局から、第14回理事会において審議された「令和4年度事業計画（素案）」及び「小企業無災害記録証交付制度※」等、労働災害防止のための主要な取組内容の説明を行いました。

事業計画につきましては、本会議での意見を踏まえた事業計画（案）を作成し、3月28日開催の第15回理事会に諮ることとしております。

※…小企業無災害記録証交付制度につきましては、本誌5頁にてご紹介しております。

【厚生労働省と陸災防等労働災害防止団体との意見交換会開催】 「今後の労働災害防止対策に係る意見交換会」が開催されました

令和4年2月7日、厚生労働省労働基準局安全衛生部と労働災害防止団体との「今後の労働災害防止対策に係る意見交換会」がWeb会議形式により開催されました。

同意見交換会は、厚生労働省から安全衛生部長以下同部幹部職員が出席し、中災防、建災防、陸災防、林災防、港湾災防の各労働災害防止団体の幹部との間で労働災害の現状をはじめ、その対策等について意見を交わすものです。毎年2回開催されておりましたが、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ中止となり、1年半ぶりの開催となり

ました。

当日は、武田安全衛生部長のご挨拶の後、安全衛生部各課から労働安全衛生行政の動向等について説明が行われ、各労働災害防止団体から災害防止に向けた取組、運営上の課題等について説明を行いました。

陸災防からは、横尾専務理事、黒谷総務・技術管理部長が出席し、陸運業における労働災害の現状と課題、令和4年度の事業計画の概要等を説明するとともに、事業推進のための労働局、監督署の支援等について要請を行いました。



Web会議形式による厚生労働省等との「今後の労働災害防止対策に係る意見交換会」に出席した横尾専務理事(左)、黒谷総務・技術管理部長(右)

第37回全国フォークリフト運転競技大会のご案内

令和4年10月1日(土)・2日(日)に開催

陸災防では、フォークリフトの運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚、運転の知識と技能の向上を図り、職場における安全作業の確立と労働災害の防止を目的として全国フォークリフト運転競技大会を開催しております。

令和4年度開催の第37回全国フォークリフト運転競技大会は、令和4年10月1日(土)・2日(日)、中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）において開催します。

前回第36回大会では新型コロナウイルス感染防止のため、参加人数を抑えて開催しましたが、第37回大会においては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら多くの方々に参加いただけるよう準備を進めております。

大会の詳細につきましては、本誌次号に実施要綱を掲載予定しておりますのでご確認ください。



詳しくは、本誌次号掲載の実施要綱をご確認ください。

新設

「小企業無災害記録証交付制度」のご紹介

● 「小企業無災害記録証交付制度」を創設いたします！

陸災防では、新たに、小企業無災害記録証を交付する制度を設けることといたしました。

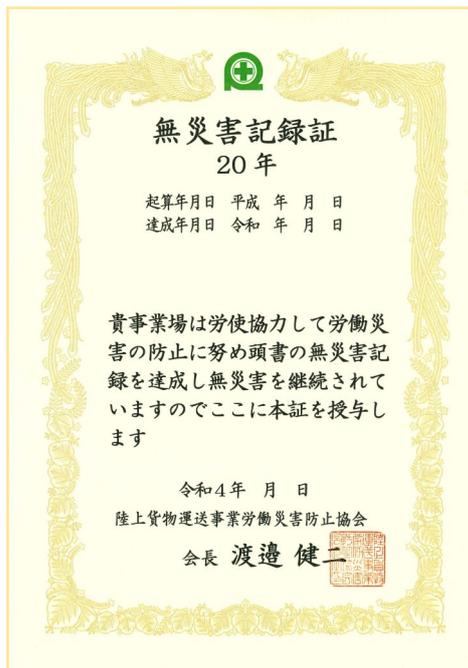
無災害を長期に継続している小企業については、現在「小企業無災害記録表彰規程」に基づき、第1種(3年間)から第5種(15年間)の無災害記録表彰を行っています。第5種無災害記録樹立後も労働災害防止に努め無災害を継続している事業場が多くみられます。

そこで、このような事業場に対してその実績を評価し、当該事業場の自主的安全活動の一層の促進を図ることを目的として、「小企業無災害記録証交付制度」を創設しました。小企業無災害記録証は、第5種無災害記録樹立後5年ごとに交付されることになっています。

小企業無災害記録証の申請は、小企業無災害記録表彰申請と同様に、各支部長を經由して会長に申請していただきます。詳しくは各都道府県支部にお問い合わせください。

この制度は令和4年4月1日から施行されます。該当する事業場の方は、職場の安全衛生意識の高揚のためにも、是非ご活用ください。

● 小企業無災害記録証交付制度 記録証及び証書ホルダーのご紹介



無災害記録証

第5種(15年間)達成後、5年ごとに交付



証書ホルダー

参考 「小企業無災害記録表彰」とは？

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。

この無災害記録表彰には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。毎年100件を超える表彰を実施しており、最上位の第5種無災害記録を樹立した事業場もこの5年で40件を超えています。

表彰事業場には、表彰状と副賞を支部長を経由して授与するとともに、毎月の「陸運と安全衛生」や陸災防ホームページで紹介しています。また、本部から所轄の労働基準監督署長及び都道府県労働局長にもお知らせしています。

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。

●小企業無災害記録表彰 表彰状及び（楯）のご紹介



表彰状



副賞：第5種(15年間無災害記録達成)

【安全ポスターのご案内（頒布中です！）】
労働災害防止にご活用ください！

陸災防では、安全衛生標語「荷主と連携 安全点検 小さなことから確実に」をテーマとした「安全ポスター No.80」を頒布中(価格210円(税込))です。ポスターを掲示し、労働災害防止にご活用ください。



安全ポスター No.80 申込書

申込年月日	年 月 日 曜日
申込者名（請求先）	
申込担当者名	☎ FAX
送付先	名称
	所在地及び担当者名
品名	安全ポスター No.80
数量	
通信欄 請求先・送付先等が異なる場合の住所や要望等	

空欄に必要事項をご記入いただき、下記番号へFAXにてお申込みください。

FAX 03-3453-7561

インターネットからのお申込みは次のURLから！

http://rikusai.or.jp/safety_youhin/安全ポスター-no80/

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2022
(第3回)

テーマ「コロナ禍だからこそ仲間づくり」

精神科医 夏目 誠

ポイントは3つ

2年以上にわたる新型コロナ禍、慢性ストレスにさらされる中で、多くの人が実感しているのは、“他愛のない話し”を気楽にできる仲間の有難さですね。「3密」で孤独になりやすいから、なおさらでしょう。

思っている、言いたい事、不安などを含め、話しができる人が欲しいのです。それが仲間ですね。仲間の大切さを実感したでしょう。そこでテーマは仲間づくりですよ。3つのポイントを紹介します！

1. 挨拶、お礼を自然に、タイミングよく

人との出会いは、挨拶から始まります。人間関係の潤滑油である「いろは」ですね。「相手の人に、接近し心を開く」。「心をオープン」のスイッチです。こう書けば、簡単なようですが、朝、起床後に、スイッチは入りにくい。挨拶をする習慣がONにしやすくします。

さわやかな挨拶は、周りの人に良い印象を与えます。朝だけでなく、帰宅する時に「お疲れさま」の一言、気持ちの良いもの。疲れが幾分減少したように感じます。同じ職場で働く仲間、その一体感を醸し出しますね。

感謝の言葉も大事。「いつもありがとう、嬉しいです」、人間関係を滑らかにしますね。言われた人も気持ちが良いもの。好印象を与えます。でも照れて、言いにくい時があるのも事実です。でも言うのを習慣にしましょう。

場数・場慣れこそ

このような何気ない挨拶、お礼の言葉が、“自然に、タイミングよく”できれば、多くの人に好かれ、親しい人が増えていきます。そうなるためには様々な年代、異性の方々との挨拶・お礼の「場数・場慣れ」が要りますね。

2. 表情を豊かに

多くの男性は表情に乏しい。硬い表情、がっちりした体つきだと、相手に威圧感を与えるのです。女子社員が3-5割の時代になると、そのままではマイナスの印象を与えますよ。なぜならば、話しやすい人は表情が豊かで、言葉や動作などへの反応が良いからです。望ましいのは笑顔です。笑顔の人が職場にいただけで、雰囲気明るくなりますよ。笑顔は苦手だと言う男性も多いですが、練習すれば作ることができますよ。

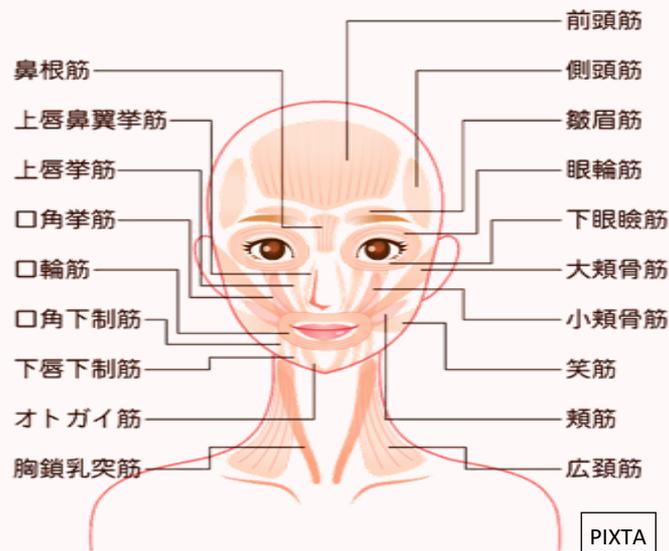
3. 表情筋を意識して使う！

イラストに表情を作るの関係する筋肉群を示しました。多くの筋肉が表情を作っているのですよ。日本人は、よく欧米人に比べ感情表現が抑え気味だといわれます。「めざましテレビ」の「スマイルチャージ」の監修を担当、表情筋トレーナーの石川時子さんによれば表情を抑え気味だと表情筋は動きません。欧米人が日常生活で表情筋の約6割を動かしているのに対し、日本人はわずか2-3割といわれていると問題点を指摘。

感情を豊かにするために、日ごろから表情筋を使いましょう。今すぐにね。動きをよくするために、洗顔後に目の表情に関する眼輪筋や笑顔で大事な大頬骨筋、オトガイ筋を手で柔らかくマッサージし、筋肉をほぐし、動かしやすくするのです。

笑顔作りも

笑顔も作れますよ。それに関与する筋肉として、精神科医の志水 彰博士は大頬骨筋、この筋肉が収縮すると口角をななめ上外側へ引き上げ、笑い顔に特徴的な口の形を作り上げます。まさに典型的な笑い顔であるとしています。眼輪筋も笑顔には関与しています。大頬骨筋を収縮させ、口角をななめ上外側へ引き上げ、眼輪筋も収縮させて笑顔をつくる練習も有益ですよ。

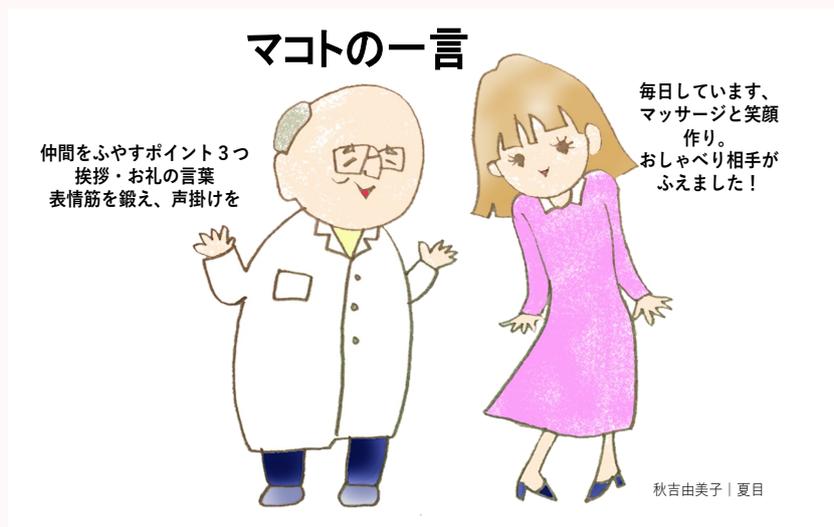


4. 声掛けから会話に

人は自分の話を聞いてほしいもの。受け入れてくれる人を好きになります。聞くことを通して相手の人の理解が高まりますよ。そのためには、会話の場が要りますね。

まず挨拶、こころがオープンになり、「今日はいい天気ですね。日差しが春らしくなってきましたね」と声掛けをしましょう。天候に関する声掛けならしやすいでしょう。そこから余裕があれば会話モードに。2人の絆ができていきます。

最後に「マコトの一言」で締めさせてもらいます。



メンタル・アクセスベスト5は！

1. 怒りの発散法
2. 気分転換こそ、生活充実チェックリストの活用を
3. 夫婦げんか対処法、熟年離婚にならないために
4. 感情発散度でチェックしよう！
5. 笑いについて、笑う門に福来る

(番外「嵐」生活充実度点数トップは)

精神科医 夏目 誠 [クリックしてね...](#)
[精神科医マコマコちゃんねる - YouTube](#)



【連載】陸災防の労働災害防止サポートをご活用ください！

第3回

「労働災害防止活動推進への個別支援」による事業場の変化・対策

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

陸災防では会員事業場への「労働災害防止活動推進への個別支援事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っております。本連載では荷役労働災害防止対策のためのコンサルティングを実施しました事業場へのコンサルティング内容、終了後の事業場の変化・対策等を紹介してまいります。

今回は事業継承での対応内容及び水平展開をご紹介します。

1 コンサルティング実施事業場及び実施時期

- (1) 実施事業場 陸運業 従業員数19名 車両
台数24台 四国地方
(2) 実施時期 平成30年9月

2 コンサルティング内容

(1) 実施経緯

- ア 先代社長から現社長（先代社長の息子）へ事業継承を行い7年（社長として5年）経過した。
イ 事業継承後、会社の事業規模及び売上高は約3割増加した。
ウ 先代社長は会長として大所高所から社長へのアドバイスや社長からの相談対応を行っている。
エ 現社長は東京の有名私立大学を卒業して金融機関に12年間勤務後、会長からの事業継承への依頼に対応する形で、異業種である陸運業の経営を行うことになった。
オ 社長就任2年目で従業員との信頼関係の構築と会社経営の維持・向上に自信を持てると感じた。

目的 陸災防の個別サポートによる現場診断を通じて自社で実施している安全衛生活動の検証を行いたい。

(2) 現社長の経営方針

- ア 会社経営の維持・向上を通じて従業員の生活の安定・向上を第一に考える。
イ 経営方針の水平展開と従業員の考えを理解するため、積極的なコミュニケーションを実践する。
ウ 労働時間管理及び従業員の健康管理を両立して、経営規模の拡大に取り組む。

(3) 経営方針に対する実践状況

- ア 事業運営は社長を中心に行われているが、従業員との一体感が感じられた。会長も社長の補佐に徹していた。
イ 社長は積極的なコミュニケーションを従業員と行っており、現場の声を事業運営に反映していた。
ウ 現場の4S、挨拶の励行も行われており、社長の経営方針は第一線の従業員まで浸透していると感じた。

(4) 個別サポート内容の特記事項

- ア 事業運営は事業主である社長の責務ですが、実際の現場管理についても社長への過度な依存が見受けられます。従業員の人間関係や適性を勘案して、現場管理を任せられる従業員の育

成が必要と考えられます。

イ 安全衛生管理規程や安全衛生計画を作成されていますが、「モデル 安全衛生管理規程・安全衛生計画」を参考にして作成されることをお勧めします。従業員の適性判断のためにも、安全衛生計画の各項目について責任者や期限を設定及び進捗管理を通じて人財育成に取り組んでください。

ウ 従業員の意見を聞き、事業運営に反映されているのは十分理解していますが、意見の記録が社長の個人ノートのみとなっています。議事録を作成して全社への水平展開をお勧めします。

エ 能力開発教育や安全衛生教育は、都度適切に実施していることは理解していますが、特定の従業員への偏重を防ぐためにも、従業員毎に年間の教育計画を作成・進捗管理を行うことをお勧めします。

オ 事業規模は確実に拡大中で、今後とも拡大に向けて努力されていますが、特に従業員が50名を超えた場合は、安全管理者、衛生管理者、産業医及び毎月の安全衛生委員会の開催等、より高度な管理が必要となります。対応には時間が掛かりますので、今から検討・準備をお勧めします。

3 考察

- (1) 中小企業の後継者は、従業員の中から任命すると従業員同士の軋轢が発生して、事業運営に重大な影響が出るため、後継者を任命できない状況が見受けられます。息子を後継者に任命すると従業員同士の軋轢は殆ど発生しないので、会社継続のために現社長へ事業継承を行ったと考えられます。
- (2) 現社長は金融機関から陸運業の経営という全く異なる業種への転職となりましたが、陸運業や自社の特徴を勉強して今日の地位を獲得したものと思います。後継者不足で廃業する事業所が多い中で、今回の事例は成功例と考えられます。
- (3) 現在の事業規模では社長の努力により対応可能と考えられますが、事業規模の拡大を考えると、親族や従業員の中から時間を掛けて、社長をサポートする人材や後継者の育成が必要と思われます。

ご安全に

【連載】安全衛生水準向上にお役立てください！

災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」

第10回

(2) 移動式クレーンの使用（その2）

つり上げ能力を問わず、積載型トラッククレーンやラフテレーンクレーンなどの移動式クレーンを使用しているときに、クレーン自体が横転する事故や労働者が巻き添えとなって死傷する労働災害が後を絶たない状況にあります。



災害事例

○月×日午前中、A運送会社は、荷主からの依頼で、建築工事現場に使用される資材や機械などの搬入のため、ラフテレーンクレーン（つり上げ荷重25 t）を工事現場近くの資材置場に、車体の後方、両側方でクレーン作業ができるように設置した。設置に際しては、前後左右のアウトリガーを最大まで張り出し、アウトリガーの設置個所に角材を敷設して設置した。設置して間もなく、工事用機械（重量約5 t）を積載した同社の平ボディ（積載重量13 t）が当該クレーンの左側後方に到着したので、労働者A、B、Cの3名は当該クレーンを用いて工事用機械を右側後方約10m離れた場所へ卸す作業を開始した。

はじめに、当該クレーンの運転士Cが、クレーンのジブを最大伸長（長さ30.5m）し、作業指揮者Aと労働者Bは工事用機械に取り付けられた玉掛用具（ワイヤロープとシャックル、リング等で構成したもの）を、当該クレーンのフックにセットした。

続いて、作業指揮者Aの指示で巻上げを開始し、荷台から約10cmの高さで一旦停止した。その後、つり荷の状態を確認、再び巻上げて地上から約2mの高さで巻上げを停止し、ジブを起こしながら右側に旋回した。そして、クレーンの車体中心線を通り、さらに右側へ旋回を続けていたところ、つり荷の工事用機械が荷卸し場所を超え、作業範囲の外側へ移動し、ほぼ同時に、クレーンの車体が右側斜め前方へ大きく傾いた。すると、つり荷とともに移動しながら誘導していた作業指揮者Aは、突然、不規則な動きが生じたつり荷と接触して被災した。

なお、車体が傾いた時の当該クレーンの能力は、作業半径は11m、定格総荷重5.3 tで、つり荷の重量は定格荷重を超えてはいなかったが、傾いた側のアウトリガー（右前方）は角材（敷板）とともに地中に沈下した状態であった。また、当該クレーンを設置した場所の周辺は、造成地で砂が多く混じった地盤であった。

安衛則の適用

移動式クレーンを使用するとき、地盤が軟弱等で、当該クレーンの転倒するおそれがある場合は、必要な措置を講じなければ使用することができないことが定められています。

本災害事例については、安衛則上の適用を検討するに、「ラフテレーンクレーンで、つり荷を地上高約2mまで巻上げ、ジブを起こしながら右側に旋回中、車体が右側斜め前方へ大きく傾き、作業指揮者がつり荷と接触して被災した。」という発生状況からみて、当該クレーンを設置した場所は、砂混じりの軟弱な地盤であったのに、アウトリガーによって加えられる荷重に耐え得る強度を有した敷板、角材等を敷設していなかった。また、つり荷の移動中（旋回）に、アウトリガーの沈下によって、車体が大きく傾き、定格荷重（過負荷）を超える状態に陥っていたことが認められるので、クレーン則第70条の3が適用されるものと考えられます。

クレーン則第70条の3（使用の禁止）

事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

次号は、フォークリフトや移動式クレーンの使用過程における異常の早期発見と適正な補修の必要性について説明します。

令和4年度「安全衛生標語」を募集中です！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼び掛ける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞、入選とし、令和4年11月10日(木)に広島県広島市にて開催する第58回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in広島において表彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1) 荷役部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- カ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの
- キ 第13次労働災害防止計画の最終年度の取組に関するもの

(2) 交通部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- エ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- オ 安全運転の実施に関するもの

(3) 健康部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- エ 腰痛予防に関するもの

応募の方法

応募の方法につきましては、次のURLまたは当誌No.632(令和4年1月号)をご覧ください。

http://rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo/

募集の締切

令和4年4月15日(金)

入選作品

入選作品数は次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）	3千円分の図書カード

お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
業務部 広報課

TEL：03-3455-3857

陸災防労働災害事例生成ツール



不幸にして労働災害が発生したとき、その災害を教訓として必要な対策を講じないと、同様の災害が起こる可能性は決して低くないでしょう。



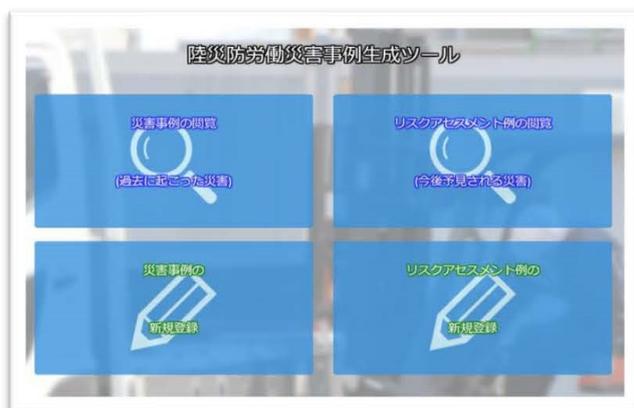
同じ過ちを繰り返さないためには、災害事例をもとに、従業員に対して、災害が発生した状況やその対策、正しい作業手順などを社内教育等を通じて周知していくことが重要です。

ですが、

- ・災害の状況を説明するにしても、言葉だけではなかなか伝わらない
 - ・説明資料を用意したくても、どのように作れば良いか分からない
 - ・類似の災害事例を探しても、なかなか適当な事例が見当たらない
 - ・類似の災害事例があっても、自社の作業環境と違って利用しづらい
- といった経験がありませんか？



陸災防では災害事例などを用いた安全教育用説明資料を、自社の作業環境を取り入れて誰でも簡易に作成でき、社内教育等に効果的に活用できる**陸災防労働災害事例生成ツール**を開発しました。



このツールでは、

- ・再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・画面上で動的に画像を動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）



詳しくは、陸災防のホームページで！

陸災防労働災害事例生成ツール

検索



【厚生労働省からのお知らせ】

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します ～今年は、緊急時の対応体制の整備、暑熱非順化者の把握、WBGT 値の実測に着目～

厚生労働省は、職場における熱中症^{*1}予防対策を徹底するため、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては熱中症発生時に速やかに適切な対応を行うために必要な「初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備」、熱中症の発症リスクの高い作業員に対応するために必要な「暑熱順化が不足している^{*2}と考えられる者の把握」、熱中症を発生させないために必要な「WBGT値^{*3}の実測とその結果を踏まえた対策の実施」について重点的に呼びかけます。

●「令和3年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和3年の速報値では、死亡を含む休業4日以上¹の死傷者数は547人、うち死亡者数は20人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、「建設業」、「商業」の順に多く、被災者の救急搬送が遅れた事例が見られます。また、入職直後や夏休み明けで暑熱順化が不十分とみられる事例（死亡災害20件中9件）や、WBGT値を実測せず、その結果としてWBGT基準値に応じた措置が講じられていなかった事例（死亡災害20件中、日頃からWBGT値を実測していたことが確認された事例は5件のみ）なども含まれています。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 暑熱順化の不足とは

暑熱環境下での作業に身体²の体温調節や循環の機能が慣れていないこと。入職直後や夏季休暇明けの者は暑熱順化の不足が疑われ、熱中症の発症リスクが高い。

※3 WBGT値とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

別添資料1 [令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱](#)
[PDF形式：766KB]

別添資料2 [「令和3年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和4年1月14日時点速報値）」](#) [PDF形式：501KB]

参考 [ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」](#)

災害事例
と
その対策

気を抜くな！慣れた作業と準備片付け

発生した災害の状況を確認し、再発防止対策を検討してみると、日々の作業の中には、至るところに危険が隠れていることを強く感じます。

下表は、その一例です。

発生月	発生時間帯	何をしようとしていたか？	どのような行動をとったか？	結果として、起こったこと	保護具の着用状況
1月	午後	大型車の荷台に昇ろうとして	両手と右足を荷台に掛けた	右手が滑って、後ろ向きに転倒し東部と背部を強打した	着用無し
5月	深夜	地上からホームへ昇ろうとして	階段を使いホームに上がり、歩いて移動した	ホーム端部から転落し、頭部を強打した	着用無し
11月	午後	トラック荷台から別のトラックに資材を移動させようとして	荷台後部を突き合わせ、板を渡してその上で資材を引いた	渡した板の上から転落し、頭部と背中を強打した	着用無し

いずれの災害も日常的に行われている何気ない作業の中で発生しています。被災者は、いつもどおりの作業であるので危険とは感じていなかったのではないのでしょうか。

しかしながら、事実に向き合い、詳しく訊ねてみると、次のようなことが判ってきました。

不安全な状態、不安全な行動、管理的な欠陥及び被災者の心理的な部分について纏めてみました。

発生月	不安全な状態	不安全な行動	管理的な欠陥	被災者の心理
1月	昇降設備が準備されていなかった	荷台に手と足を掛けて無理な体制で荷台へ昇ろうとした	教育していた昇降の手順を守らせることができなかった	最後の仕事であったため、早く終わらせたいと思った
5月	昇降用の階段が急こう配で有り、階段幅が十分で無かった	駐車したリーチフォークリフトのリーチレグをホーム端部で跨いで移動しようとした	ホーム端部に駐車したリーチフォークの向きが決められた状態でなかったことが常態化していた	ホームに上がり、次の作業に早く移ろうとした
11月	荷台と渡した板の段差及び渡した板の幅が不十分であった	ロープに付けたカギ棒で積み重ねた資材を引いて渡した板の上を移動させようとした	社内規定で定めた作業手順を守らせることができなかった	一度にたくさんの資材を移動させ、早く終わらせようとした

慣れた作業ほど、簡単に片づけてしまおうと考えがちです。

短絡的な行動や手順を省略するような行動をとろうとする前に、必ず、立ち止まって危険（リスク）が無いかどうかを自問自答してみましよう。このリスクを考える行動が、危険感受性を高めることに繋がっていきます。

また、社内の規定などに定めた方法が守られていないことで災害が発生します。守られていない規定は何か欠陥を抱えていますので定期的に作業の実態を巡視し、何故、守られていないのかを作業員から聞き取り、皆さんで意見を出し合って改善することが不可欠です。

職場には限りないリスクが潜んでいますのでそれに気づくトレーニングを継続して実施していかなければなりません。

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和4年2月7日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～12月 [速報値]		令和2年1月～12月 [速報値]		前年比較		令和3年1月～12月 [速報値]		令和2年1月～12月 [速報値]		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	818	100.0	745	100.0	73	9.8	143,156	100.0	122,889	100.0	20,267	16.5
製造業	132	16.1	127	17.0	5	3.9	27,525	19.2	24,616	20.0	2,909	11.8
鉱業	11	1.3	7	0.9	4	57.1	210	0.1	193	0.2	17	8.8
建設業	279	34.1	248	33.3	31	12.5	15,501	10.8	14,379	11.7	1,122	7.8
交通運輸事業	18	2.2	10	1.3	8	80.0	2,860	2.0	2,592	2.1	268	10.3
陸上貨物運送事業	87	10.6	83	11.1	4	4.8	16,171	11.3	15,196	12.4	975	6.4
港湾運送業	4	0.5	3	0.4	1	33.3	373	0.3	319	0.3	54	16.9
林業	29	3.5	36	4.8	-7	-19.4	1,214	0.8	1,262	1.0	-48	-3.8
農業、畜産・水産業	40	4.9	34	4.6	6	17.6	3,082	2.2	3,074	2.5	8	0.3
第三次産業	218	26.7	197	26.4	21	10.7	76,220	53.2	61,258	49.8	14,962	24.4

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～12月）

令和4年2月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	818	213	23	36	41	65	134	128	5	173
製造業	132	26	1	10	2	10	54	7	0	22
建設業	279	106	5	10	30	21	29	24	1	53
交通運輸事業	18	1	2	0	0	0	0	3	0	12
その他	302	68	12	11	6	28	40	56	4	77
陸上貨物運送事業	87	12	3	5	3	6	11	38	0	9
同上対前年増減	4	-5	3	1	0	0	-5	7	-1	4

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～12月）

令和4年2月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	16,171	4,363	2,731	1,180	684	446	785	1,561	801	9	2,850	761
同上対前年増減	975	155	226	26	11	26	20	15	50	-3	218	231

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

[死亡災害]

死亡災害は前月発表時点から3人増加し87人(前年同月比+4人)となった。事故の型別で見ると、「交通事故(道路)」が38人で、前年同月比+7人と死亡災害の中で最も多く発生している。次いで「墜落・転落」が12人(前年同月比-5人)、「はさまれ・巻き込まれ」が11人(前年同月比-5人)と続いている。

[死傷災害]

死傷災害は前月発表時点から846人増加し16,171人(前年同月比+975人)となった。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「転倒」(+226人)、「動作の反動・無理な動作」(+218人)、「墜落・転落」(+155人)が大きく増加しており、「高温・低温物との接触」(-74人)が減少している。

陸運業 死亡災害の概要（令和3年12月）

令和4年2月7日現在
陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年12月 28日	転倒	通路	男性	54	貨物自 動車運 転者	13 年	トラック の洗車 作業	4tトラックを運転して、荷の運送を行った被災者が、同トラックを車庫に戻す途中でガソリンスタンドに立ち寄り、同トラックの給油を行った後、同ガソリンスタンド内の洗車場に停車した同トラック付近で倒れているところを発見され、医療機関に搬送されたが、同日、急性硬膜下出血により死亡した。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります

【厚生労働省からのお知らせ】

転倒予防・腰痛予防の取組

「スベっちゃダメよ！ 転倒予防 ムチャしちゃダメよ！ 腰痛予防」キャンペーンを実施中！

厚生労働省は、転倒・腰痛予防の取組として「スベっちゃダメよ！ 転倒予防 ムチャしちゃダメよ！ 腰痛予防」キャンペーンを実施しています。

本キャンペーンでは、タレントの西川きよし氏がリーダーとなって、人気芸人たちが啓発動画により転倒・腰痛予防の方法を分かりやすく紹介しています。

また、厚生労働省ホームページにはポスター、リーフレットが掲載されています。



啓発動画 ダイジェスト動画(上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します)

キャンペーンの詳細につきましては、次のURL（厚生労働省ホームページ）からご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

業種別労働災害発生状況（令和4年速報値）

令和4年2月7日現在

死亡災害								
	令和4年1月 [速報値]		令和3年1月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死者数(人)	構成比(%)	死者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	56	100.0	37	100.0	19	51.4	-5	-8.2
製造業	18	32.1	4	10.8	14	350.0	6	50.0
建設業	18	32.1	18	48.6	0	0.0	2	12.5
交通運輸事業	0	0.0	0	0.0	0	-	-2	-100.0
陸上貨物運送事業	5	8.9	9	24.3	-4	-44.4	-1	-16.7

死傷災害								
	令和4年1月 [速報値]		令和3年1月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	5,354	100.0	4,773	100.0	581	12.2	1,793	50.4
製造業	995	18.6	986	20.7	9	0.9	192	23.9
建設業	634	11.8	518	10.9	116	22.4	132	26.3
交通運輸事業	186	3.5	128	2.7	58	45.3	70	60.3
陸上貨物運送事業	676	12.6	654	13.7	22	3.4	203	42.9

(注)平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年2月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	その他
令和4年1月	5	3	0	1	0	0	1	0	0	0
令和3年1月	9	2	0	2	1	2	0	2	0	0
対前年増減	-4	1	0	-1	-1	-2	1	-2	0	0

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年2月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他
令和4年1月	676	175	198	35	25	10	29	77	27	0	83	17
令和3年1月	654	171	195	39	28	13	25	57	34	0	88	4
対前年増減	22	4	3	-4	-3	-3	4	20	-7	0	-5	13

(注)この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所：厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は5人(前年同月比-4人)となった。

[死傷災害]

死傷災害は676人(前年同月比+22人)となった。死傷災害の事故の型別を前年同月の状況と比較すると、「はさまれ・巻き込まれ」が+20人と最も増加している。

陸運業 死亡災害の概要(令和4年1月)

令和4年2月7日現在
陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
4年 1月 25日	はさま れ、巻き 込まれ	トラック	男性	69	貨物自 動車運 転者	40 年	荷台昇 降用油 圧ホー スの付 属部品 の交換 作業	被災者は、事業場の敷地内において、9tダンプトラックの荷台を上げて、ダンプトラックに付属した荷台の降下を防止するためのストッパーを使用せずに車体と荷台の間に入り、荷台昇降用油圧ホースの付属部品を交換する作業をしていたところ、荷台が降下して挟まれた。
4年 1月 13日	飛来、落 下	玉掛用 具	男性	50	貨物自 動車運 転者	6年	小型移 動式ク レーンの 運転	木造住宅建築工事現場において、現場で使用する耐震用合板の束(長さ3m×幅1m×厚さ46cm、重量約950kg)を積載型トラッククレーンで、建築中の建物2階に吊り込む作業をしていたところ、荷を吊っていたベルトスリングから荷の合板が落下し、積載型トラッククレーンに積まれた荷の上でクレーン操作を行っていた被災者が下敷きとなったもの。
4年 1月 13日	墜落、転 落	トラック	男性	46	運転者	20 年	荷締め ベルトの 金具を外す作 業	被災者は同僚1名と共に、大型トラック(15t)に積載されたコンクリートブロック(1個約450kg×16個)を、横づけしたもう一方の積載型トラッククレーン(7t)へ積替える作業を行っていたところ、道路沿いの崖下へ約30m転落し死亡したもの。被災者が転落する時の状況を見たものはいない。搬送場所が変更され積雪もあった為、積荷を小さい車両へ移し変えていた。
4年 1月 9日	墜落、転 落	フォーク リフト	男性	60	フォーク リフト運 転者	6年	ピック ング作 業	フォークリフト(ピッカーリフト)の傍らで被災者が出血して倒れている状態で発見されたもの。災害発生後の運転席の高さが3.24mの位置にあったことから、運転席の位置からラックに移り、ラックから荷を取り、取った荷をフォークまたは搭乗スペースに置く際に荷と共に墜落したものと推定される。墜落制止用器具は使用(未着用)していなかった。
4年 1月 5日	墜落、転 落	トラック	男性	57	貨物自 動車運 転者	10 年	トラック 荷台屋 根の除 雪作業	被災者は大型トラック(13tウイング車)を運転し、荷を輸送した後、工場へ向うべく高速道路を走行していたが、途中、サービスエリア駐車場に車を止め、高さ3.7mのトラック荷台屋根の上で、雪を取り除く作業を行い、トラック後部から降りようとして転落した。昇降設備は設置していなかった。墜落制止用器具、ヘルメットの着用等の措置は講じていなかった。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります

【陸災防協賛の安全運動】

令和4年春の全国交通安全運動

4月6日～15日の
10日間実施

警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係154団体の協賛にて「令和4年春の全国交通安全運動」が4月6日から4月15日の10日間実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を運動重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

また、4月10日(日)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。



運動の詳細につきましては、次のURLからご覧ください。
https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r04_haru/youkou.html

【ロールボックスパレットテキスト、DVD ビデオ、ハンドブックのご案内】



「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」
 DVD「ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール」
 「ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック」



ロールボックスパレット
 作業教育担当者テキスト
 A4判/40頁/770円(税込)



[DVD]ロールボックスパレット
 を安全に使用するためのルール
 11分/770円(税込)



ロールボックスパレットの
 安全作業ハンドブック
 A6判/16頁/220円(税込)

ロールボックスパレットとテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減に貢献する人力荷役機器の一つで、陸運業においても多く利用されていますが、近年、これらに起因する労働災害が多く発生しています。

(独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の大西明宏先生の監修により、ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの取扱方法等を紹介したテキスト(770円(税込))を販売しています。

なお、テキストの補助教材としてDVDビデオ(11分 770円(税込))も販売していますので、併せてご活用いただくと効果的です。

また、社内の教育用、作業者の携帯用として、災害事例などを基に、イラストを多く使って分かりやすく説明したハンドブック(220円(税込))も販売しています。



セットで買うと割引に！

テキストとDVDをセットでお買い求めいただきますと、770円+770円=1,540円のところ、セット価格1,320円(税込)にて販売いたします。

申込書

申込者名 (請求先)			
所在地 及び 担当者名	〒	☎	FAX
	品名	数量	
	ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト		
	[DVD]ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール		
	ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック		
【通信欄】 商品発送先等が異なる 場合の送付先、ご要望等			

お支払い方法は、後払いとさせていただきます。

下記番号へFAXにてお申込みください。商品と請求書を同梱しお届けします。

FAX 03-3453-7561

お問い合わせ電話番号：03-3455-3857